

芦屋市市民マナー条例推進計画 第4章 施策の展開 具体的な取組一覧

※下線部は、連絡会后に更新した部分

基本目標1 美しい芦屋を守るための「市民マナー条例」をもっと周知しよう

具体的な取組(計画書P26~27参照)

No.	事業種別	取組	内容	実施の有無等	来年度以降の展望
1	継続	広報紙(環境特集号・芦屋ニューズレター)等を利用した情報発信	広報紙の環境特集号やアシヤニューズレター等の在住外国人向けの情報紙に市民マナー条例に関する情報を掲載する。	7月15日号及び10月15日号にて犬の散歩時のルール&マナーについて掲載した。アシヤニューズレターについては、掲載を見送ったが、喫煙禁止区域の看板を多言語表記として4基設置。	今後も広報紙等を可能な限り活用していく。
2	拡充	ホームページを利用した情報発信	市ホームページに市民マナー条例に関する情報を掲載し、事業所等のホームページにリンクしてもらう。	キャンペーン、推進連絡会、小中学生の環境ポスター等随時更新を行った。また、芦屋市民まつり協議会の協力を得て、サマーカーニバルに訪れる人向けに協議会ホームページに市民マナー条例ホームページへのリンクを貼っていただいた。そのリンクアイコンには、神戸芸術工科大学の学生の作品を活用させていただいた。	事業所を対象に「市民マナー条例推進協力店募集」を始めた。協力いただける事業所に積極的にリンクを貼っていただけるよう声掛けを行う。
3	継続	広報チャンネル(ケーブルテレビ)を利用した情報発信	市民マナー条例を知ってもらうための番組を作成し放映する。	2月前半の特集にて市民マナー条例の取組を紹介した。	引き続き、広報チャンネル(ケーブルテレビ)をできる限り活用していく。
4	継続	まちナビを利用した情報発信	まちナビに市民マナー条例に関する情報を掲載する。	4月1日~8日までの間パーベキューの禁止区域の記事を掲載。	引き続き、効果的なタイミングで情報発信を行う。
5	継続	メディアを利用した情報発信	テレビやラジオ・新聞などに市民マナー条例の取組を取り上げてもらい情報発信する。	日経新聞(4月13日全国版)、読売新聞(6月17日、8月9日いずれも阪神版)にて神戸芸術工科大学と市の協働の取組が掲載された。また、エコひょうご冬号(ひょうご環境創造協会)でも掲載。	今後も取組内容に工夫を凝らし、話題となるような周知啓発方法を検討していく。
6	継続	交通機関を利用した情報発信	バスの車内アナウンスやポスター掲示など、交通機関を利用し情報発信する。	阪急バスアナウンスを実施。バス停付近に阪急バスと推進連絡会、市の連名にてマナー条例及びマナーの啓発看板を1箇所追加で設置した。また、JR芦屋駅構内に市民マナー条例啓発パネルを設置予定(3月)。	阪急バスのアナウンスに加え、バス運転席後部の電照広告を活用予定。また、可能であれば、他の鉄道会社も含め駅構内を活用させていただき、パネル等の設置を検討する。
7	継続	市職員に向けた市民マナー条例の周知	市職員に市民マナー条例を周知する	10月15日(木)37名への新人職員に対して「市民マナー条例」について研修を行った。	庁内の研修や掲示板等を今後も活用する。
8	継続	啓発チラシ等の作成	市民マナー条例に関するチラシ等を作成する。	<u>今年度新たな啓発チラシは作成していないが、様々なチラシや看板に転用できる犬のイラストを神戸芸術工科大学の協力を得て4点制作いただいた。</u>	今後も神戸芸術工科大学との連携を深め、啓発チラシ以外にも、子供向け漫画の作成や、啓発看板のデザイン等も含め依頼予定。
9	拡充	啓発チラシ等の配布	公共施設への配布だけでなく、地域や学校園・事業所等の協力によりチラシ等を配布する。	自治会掲示板等を活用した啓発ポスターを14団体計124枚掲示いただいた。また、三条町の夏祭りやコミスクの夏祭りや餅つきイベント等多数のイベント等において、啓発チラシ等のグッズの配布をした。	今後も自治会やコミスク等の協力のほか、事業所等の協力も得て、様々な機会での配布を行う。
10	新規	民間も含めた地域活動団体(自治会、事業所、NPO団体等)の機関紙を利用した情報発信	団体の発行する機関紙に市民マナー条例に関する情報を掲載する。	芦屋市商工会の会報(1月下旬)に「市民マナー条例推進協力店募集」チラシを添付していただいた(計1,100部)。	今後も自治会、コミスク、事業所等に協力を呼び掛けていく。
11	継続	啓発看板、路面表示等による周知	効果的な啓発看板・路面表示を設置する。	屋外広告物条例の制定もあり、今年度末までに全てののぼり旗を撤去する予定。その代替物として、新たな啓発標示板、歩行喫煙禁止タイルや喫煙禁止区域タイル、電柱等へのシート等、違反の多い地域等で新規設置を行った。	景観も意識しながら、効果的に今後も設置を行っていく。
12	継続	公用車へのステッカー等の掲示周知	公用車の市民マナー条例に関する情報のステッカーを掲示する。	環境課車両に1台「歩きタバコ禁止」ステッカーを貼った。	より効果的な方法も含め、実施に向け検討する。
13	継続	イベント会場等でのアナウンスによる周知	芦屋さくらまつり等のイベント会場で市民マナー条例周知のアナウンスを実施する。	さくらまつりでのアナウンスを実施。	アナウンスに限定せず、各種団体のイベント会場を活用させていただけるよう協力を仰ぐ。

基本目標2 マナーを守る 美しい心 を子どもの頃から育もう

具体的な取組(計画書P28参照)

No.	事業種別	取組	内容	実施の有無等	来年度以降の展望
1	新規	教職員に向けた市民マナー条例の出前講座	子どもの教育に直接関わる教職員対象に条例の内容等を理解してもらうための講座を行う。	未実施	小学校3年生で学ぶ教材「わたしたちのまち芦屋」の改定が平成29年度より始まるため、市民マナー条例についても掲載いただくために、教職員の方を対象に条例の内容や理念等を理解してもらうために説明会等を行う。
2	新規	子どもに向けたマナーの出前講座	「人に迷惑をかけない」など、マナーに関するテーマで子どもに分かり易い形で講座を行う。	未実施	子供向けの漫画を神戸芸術工科大学の協力により製作いただき、学校園等に配布し、マナーに興味を持ってもらう。
3	新規	市民マナー条例に関するポスター等の募集	市民マナー条例に関するテーマでポスターや標語等を子どもから募集し、優秀作品を公共施設や事業所等に掲示する。	環境施設課実施の小中学生への環境に関するポスター(夏休みの課題)のうち市民マナー条例の内容に該当するものを、市ホームページにて紹介した(3月末まで)。	今後もマナー条例についてのみの依頼は困難であるため、今年度の取組みを継続することを検討(環境施設課へ依頼予定)。

基本目標3 市民マナー条例の推進に向けた市・市民・事業者の一体的な取組を強化しよう

具体的な取組(計画書P29参照)

No.	事業種別	取組	内容	実施の有無等	来年度以降の展望
1	新規	民間も含めた地域活動団体(自治会、事業所、NPO団体等)への啓発講座の実施	団体の集会等の時間に、市民マナー条例を理解してもらうための講座を行う。	平成28年3月22日三条町自治会例会において、市民マナー条例の出前講座を実施する予定。	複数課と連携した生涯学習課出前講座や団体の集会等を活用させていただく。コミスク連絡協議会の総会等で少しお時間を頂戴する予定。
2	拡充	まちかどキャンペーンの実施	従来キャンペーンとあわせて、特に市民マナー条例の周知が必要な地域への集中キャンペーンを実施する。	朝日ヶ丘コミスクの協力が得られ、お困りの地域での啓発パトロールを兼ねたキャンペーンを実施した。	今後も特にお困りの地域でのパトロールキャンペーンを集中的に行う。
3	新規	芦屋わがまちクリーン作戦等との協働キャンペーンの実施	芦屋わがまちクリーン作戦等のイベントの実施に合わせて、市民マナー条例の啓発キャンペーンを実施する。	未実施	芦屋市環境衛生協会に協力依頼を行う。
4	新規	事業所等のイベントとの協働キャンペーンの実施	事業所等のイベントの実施に合わせて、市民マナー条例の啓発キャンペーンを実施する。	<u>【関連事項】環境施設課が、事業系のごみについて適正処理の啓発のため商工会様にご協力いただいて事業所の方にチラシを配布したり、ごみの減量や再資源化を図るスリムリサイクル宣言店の調査アンケートを事業者向けに実施した。</u>	市民マナー条例推進協力店募集の協力内容の一つとして、協力を求めている。
5	新規	地域と一体となった啓発パトロールの実施	マナー指導員と地域住民による地域での啓発パトロールを実施する。	朝日ヶ丘コミスクの協力が得られ、お困りの地域での啓発パトロールを兼ねたキャンペーンを実施した。地元自治会及び公園緑地課とともに潮芦屋ビーチでの夜間パトロール(花火等)を実施した。	今後も特にお困りの地域でのパトロールキャンペーンを集中的に行う。
6	新規	市民マナー条例に関する標語等の募集	市民マナー条例に関するテーマで標語等を募集し、優秀作品を公共施設や事業所等に掲示する。	未実施	今後の検討課題とする。

基本目標4 市民マナー条例の向上に向け、継続的に取り組む仕組みを創ろう

具体的な取組(計画書P30参照)

No.	事業種別	取組	内容	実施の有無等	来年度以降の展望
1	新規	(仮称)市民マナー条例推進協議会の設置	行政だけでなく市民や関係団体を含めた組織「(仮称)市民マナー条例推進協議会」を設置し、施策の実施や計画の検証等を行う。	計3回の連絡会を開催した。	引き続き、年3回程度実施する。
2	継続	啓発キャンペーン等の実施の計画立案	啓発キャンペーンなどのイベントが効果的に実施されるよう計画を立案する。	夏はうちわ、冬はカイロといった啓発内容を手に取っていただくためのグッズの工夫を行った。うちわのイラスト制作は神戸芸術工科大学に依頼した。また昨年度制作してもらった「まんが啓発チラシ」等も活用した。	阪神各市でも路上喫煙禁止条例等を制定する自治体も増えてきているため、キャンペーンを同日実施する等、近隣市との情報交換会などを立ち上げる。
3	新規	環境美化などの市民マナーの向上に寄与している団体及び個人への感謝状の贈呈	推薦された団体及び個人へ、市民マナーの向上への活動に対する感謝状を贈呈する。	未実施	各協力団体での取組がさらに浸透した時点で、改めて候補団体・個人の選考を行うこととする。
4	継続	市民マナー条例のあり方や市民マナー向上に関する施策の調査・研究	市民マナー条例に規定されている禁止事項について、他市の事例や市に寄せられた意見をもとに、効果的な施策及び現状に即した条例にするための調査研究を行う。	兵庫県市長会の先進市視察研修を活用し、横浜市、東京都港区の取組を知ることができ、周知啓発の方法について参考にすることができた。	今後も先進市や近隣市の状況の把握に努め、参考とする。
5	継続	市民マナー条例に規定された禁止事項に対する巡回警備	恒常的に違反行為がなされる禁止事項に対して、その行為の抑止や市民マナー条例の理解をうながすための巡回警備を実施する。	潮芦屋ビーチ、キャナルパーク、芦屋川周辺等において違反行為の多い時期等に合わせ、警備委託による警備を実施した。	違反行為の状況の変化等に合わせ、効果的な警備となるよう随時見直しを検討していく。
6	拡充	市民マナー条例に規定された禁止事項に対する指導	喫煙禁止区域以外の地域を含め、マナー指導員による違反行為への注意及び指導を実施する。	苦情の多い地域等について、マナー指導員の巡回範囲を広げ、可能な限り巡回を行った。	マナー指導員の巡回範囲をさらに広げ、ニーズにできる限り対応する。